

1 登下校について

- (1) バス通学 (※平成23年度から変更)
 - ア 通学距離が、原則 6 km以上の生徒は、「届出」をして通学バスが利用できる。
 - イ 通学バスの利用者は、通年又は冬季のみの利用とする。
 - ウ 出発時刻 5 分前には停留所で待つことや、バス内で立ち歩かない、騒がない、危険な行為(手を窓から出すなど)をしない、シートベルトを締めるなど、マナーを必ず守って利用する。
 - エ 乗車しない日は、同じバス利用者にその旨を伝えて、その人はバス運転手に伝える。
- (2) 自転車通学
 - ア 町教委への通学方法届により自転車で通学することができる。
 - イ ヘルメットを着用し、交通ルールを守り、安全に配慮した運転に努める。
 - ウ 自転車は、所定の自転車置き場に駐輪・施錠し、定期的な安全点検の実施により整備する。
 - エ 自転車への二人乗りや危険な乗り方をしないよう、安全な乗り方で通学する。
 - オ 自転車の改造や貸し借りをしない。
- (3) 徒歩通学

自家用車による送迎をできるだけ控え、基礎体力の増進の観点から、徒歩による通学を推奨する。事情により送迎される場合は、学校下の駐車場までとする。ただし、体調が悪いときは、上の駐車場までとする。
- (4) 登校時刻

8 時25分までに登校する。欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校へ午前 8 時15分までに必ず連絡する。
- (5) 下校時刻は次のとおりとする。

夏時間 (5 月～10 月)・・・午後 5 時35分
 冬時間 (11 月～4 月)・・・午後 4 時10分
 午後 5 時00分

※下校時刻は、月毎の行事予定で連絡する。
- (6) 休日の部活動の練習は、顧問の先生の指導のもと計画的に活動する。
- (7) 登下校中には、買い食いや寄り道をしない。
- (8) 遅刻して登校した場合は、必ず職員室でその旨を報告し、授業教室へ行き、担任又は教科担任に理由を説明し、入室する。
- (9) 早退や一時外出をする場合は、担任に理由を申し出て許可を得たうえで退校・外出をする。
- (10) 年度途中の通学方法の変更については中学校へ申し出る。

2 服装について

- (1) 冬服
 - 〈男子〉
 - 本校規定のブレザー及び長ズボンとする。
 - 白カッターシャツを着用し、本校規定のネクタイを締める。
 - カッターシャツの上に本校規定のベストを着用してもよい。
 - 〈女子〉
 - 本校規定のブレザー及びスカートを着用する。
 - 白ブラウスを着用し、本校規定のリボンをつける。
 - スカートの丈は膝蓋骨の真ん中より短くしない。
 - 本校規定のベストを着用してもよい。
- (2) 夏服
 - 〈男子〉
 - 白のカッターシャツを着用する。開襟シャツ、白のポロシャツでもよい。
 - ネクタイはしなくてよい。
 - ※ベルトは幅 3 cm 程度の黒・紺・茶系統のもので高価でないものを着用する。
 - ※ポロシャツは、白地でワンポイントまでとする。ワンポイントとは、メーカーのロゴ程度とする。
 - 〈女子〉
 - 白のブラウスを着用する。開襟シャツ、ポロシャツでもよい。
 - リボンはつけなくてよい。
 - ※男女共に、夏季の白シャツ、ブラウスを着る時の下着は白地のものとする。
 - ※Tシャツを着る場合にはワンポイントまでとする。
- (3) 服装に関わる諸規定
 - ア ネーム(ネームプレート)を左胸につける。
 - イ 靴下は、男女共白色で、クルーソックス、スリクォーターソックス、ハイソックスとし、柄はワンポイントまでとする。
 - ウ 靴・上履き
 - (ア) 通学用の靴は白の紐付き運動靴とする。また、マジックテープ付きの靴は認めない。(紐、サイドのラインも白とする)
 - (イ) 降雨・積雪時には長靴・雨靴・雪靴を使用してもよい。
 - (ウ) 上履きは、校舎においては規定のスリッパ、体育館での活動時には規定の体育館シューズを履く。
 - エ 防寒着
 - (ア) 学校規定のウインドブレーカーを着用する。
 - (イ) 手袋、マフラー類は派手でないものを着用してもよい。(安価なものが好ましい)

- (ウ) 登下校時には、ウインドブレーカー（上・下）でもよい。
オ 体操服は、規定の体操服を着用する。

(4) 身だしなみ等～正しく身なりを整える～
ア 頭髪等

- (ア) 頭髪を染めたり，整髪料等を用いて故意に手を加えない。また，一部のみを短くしたり，不自然な位置で結んだりしない。

- (イ) 前髪は目にかからない長さとする。

- (ウ) 男子で髪が耳や襟にかかる場合は，切るようにする。

- (エ) 女子で肩より長い髪は，ひとつかふたつに束ねる。横の髪は垂らさずピンでとめておく。バレッタや飾りのついたピンは許可しない。ゴム・ピンは黒・茶・紺系の目立たない色とする。

- イ ロ紅（色つきや匂いつきのリップクリームを含む），マスカラなどの化粧をしてはいけない。

- ウ 爪は不要に伸ばしたり，マニキュア等を塗ったりしない。

- エ ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，サングラス，カラーコンタクト，ミサンガ等の装身具を着用してはいけない。

- オ まゆ毛はそり落しを含め，加工してはいけない。また，まつ毛の加工をしてはいけない。

- カ 身なりを整える。

- (ア) 故意にズボンを下げ腰履きにしたり，シャツを出したり，スカートを短く折り曲げて着用しない。（スカートの丈は膝蓋骨の真ん中より短くしない。）

- (イ) 制服・シャツ・シューズ等は，常に清潔な服装を心がける。

3 所持品について

- (1) 学習・学校生活に必要なでないものは持ってこない。（携帯電話やP Cなどの情報通信機器，カメラ，ゲーム類，マンガ，化粧品，お菓子，装飾品，刃物類の危険物，その他学校生活に必要なでないもの）

- ※ 学校外で行われる行事や中体連の大会等についても同様とする。

- (2) カバンは学校指定のスクールバッグとする。スクールバッグに荷物が入らない場合は，サブバッグを利用してもよいが，派手なものは使わない。

- （サブバッグを使用するときは，スクールバッグに荷物が入らない場合に限る。）

- (3) 水筒（お茶）

飲み物が必要な場合は，水筒に入れた水又はお茶を持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを持ってくるてもよいがゴミは各自が持ち帰る。

- ※ 熱中症対策等で必要な場合は，教職員の指示により，スポーツドリンクを持参してもよい。

- ※ 学校行事や中体連等の大会も同様とする。

- (4) 防寒対策として，使い捨てカイロは持参してよいが，責任を持って持ち帰る。

4 部活動について

- (1) 部活動は，原則3年間続けて活動することが望ましい。

- (2) 定期試験の一週間前は，原則部活動は停止する。

- (3) 服装は部活動で決められたものとする。

- (4) 県・市町中体連が開催する大会等に参加する場合の規定は，参加要項等により別途定める。なお，やむを得ず休む場合には，部活動の顧問に申し出ること。

- (5) 転部を希望するものは，所属する部の顧問を通して別途組織される校内委員会に決意書と退部届を提出する。転部の可否は校内委員会の協議で決定する。転部時期は原則として次年度当初とする。

5 校外の生活について

- (1) 外出の際は，必ず保護者に行き先・帰宅時間を報告する。

- (2) 旅行や映画・興業等の観覧をするときには，必ず保護者の許可をとる。

- (3) 夜間外出や危険を伴う場所への出入りはしないよう注意する。

- (4) アルバイトは原則禁止する。また，アルバイトの勧誘があった場合は断る。

- (5) 生徒だけで，ゲームセンター・カラオケボックス・遊技場などに入店しない。

- (6) 学校への携帯電話の持ち込み・使用を禁止する。

〈保護者をお願いしている事項〉

- ※ 携帯電話については，特別な事情のない限り，契約されないようお願いいたします。

- ※ 携帯電話やP C等の情報通信機器の使用については，家庭でのルールづくりやフィルタリングなど確実に行われ，生徒が被害者や加害者にならないよう指導して下さい。